

第3章

障害者施策の方向 (障害者計画)

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

**障害のある人もない人も
地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

障害者基本法では、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」こと、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと、「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られる」こと、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが規定されています。

障害のある人が自ら福祉サービスを選択、利用して住みなれた地域で自立した生活が送れるようなまちづくりを進め、各種の支援体制を整備していく必要があります。

障害のある人が暮らしやすいように配慮された町は、誰もが住みやすい町であることは言うまでもありません。

葉山町では、障害のある人もない人も、お互いに個人の尊厳を重んじ、人間として平等の立場でともに支えあい、ともに安心して暮らしていける社会を実現するため、「障害のある人もない人も地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

(2) 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 1 継続的な保健・医療サービスの提供
- 2 地域での自立生活支援の充実
- 3 雇用と就労支援の充実
- 4 とともに学びともに育つ環境づくり
- 5 安心して暮らせる住みよいまちづくり

基本目標 1 継続的な保健・医療サービスの提供

障害や疾病を抱えていても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、予防と健康づくり、障害の早期発見、早期対応体制の充実など、保健・医療・福祉等の連携による継続的なサービスを提供していきます。

基本目標 2 地域での自立生活支援の充実

住みなれた地域で自立した生活ができるよう、相談と情報提供の質と量を向上させるとともに、一人ひとりの障害の種類や程度、多様なニーズに対応した地域生活支援の充実を図ります。

基本目標 3 雇用と就労支援の充実

働く意欲のある人が、可能な限り就労し、働き続けることができるよう、雇用の場の拡大や就労支援策の充実に取り組みます。

基本目標 4 とともに学びともに育つ地域づくり

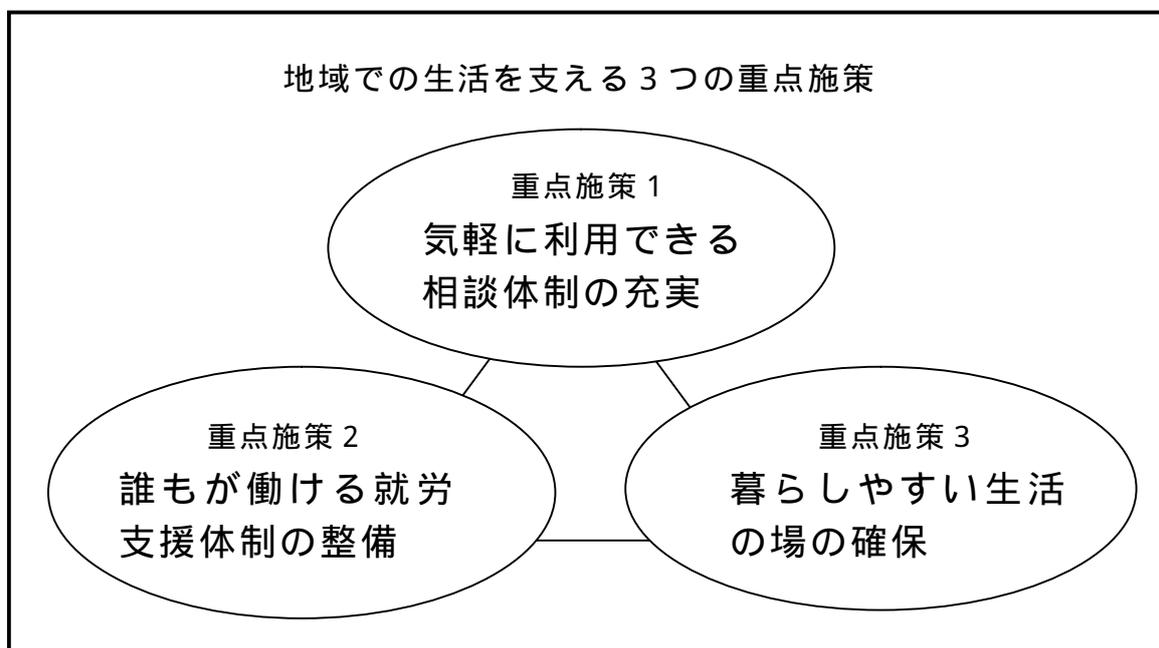
誰もが障害についての十分な理解を得られるよう、啓発に努めます。また、障害の状況に応じた療育・教育の充実を図るとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、障害のある人もない人も地域の中でともに学び、ともに育ちあえる体制づくりを進めます。

基本目標 5 安心して暮らせる住みよいまちづくり

建物や歩道の整備など、まちのバリアフリーを推進するとともに、緊急時や災害に備えた防犯・防災体制を整備します。

(3) 重点施策

住み慣れたまちで自立して暮らしていくためには、地域の中で必要なサービスが使えることが不可欠です。町では障害のある人やサービス事業者のアンケート調査、ヒアリング等により見えてきた課題を踏まえ、地域での生活を支える重点施策を次のとおり整理しました。



重点施策1 気軽に利用できる相談体制の充実

相談や情報提供は、地域で生活していく上で不可欠なものであり、必要な人に十分に届いてはじめて機能しているといえます。しかしながら、アンケート調査の結果では、「どこでどんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」という要望が多くあります。また、自立支援法のサービスになって「制度の仕組みがわからない」という方が3割にも上っています。町では、この結果を受け止め、何でも話せる、一緒に考える、気軽に利用できる相談体制の充実に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P69

- ・ 相談支援ネットワークの構築
- ・ 相談支援事業の充実
- ・ 相談窓口の充実

重点施策 2 誰もが働ける就労支援体制の整備

働くことは自立した生活を支える基本となるものであり、一人ひとりの個性を伸ばし、社会関係を築く上でも大切なものです。アンケート調査の結果から就労意向をみると、30代、40代では3割の人が「一般就労」を希望しています。一方で、町の現状としては「さまざまなタイプの働く場所が用意されていると思わない」という回答が多くなっており、「これまでできなかったから」という理由で諦めている人も少なくないのでは、という意見も届いています。町では、この結果を受け止め、その人の適性に応じて多様な働き方ができるよう、働く意欲のある誰もが働ける就労支援体制の整備に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P72

- ・ 就労支援ネットワークの整備
- ・ 効果的な就労支援策の検討
- ・ 事業主への雇用の啓発

重点施策 3 暮らしやすい生活の場の確保

住まいが地域生活で重要なのは言うまでもありませんが、施設や病院の生活から地域の生活への移行（地域移行）を支える上では、障害の状況やライフステージに応じて、自宅、施設、グループホームなどの暮らしの場が必要に応じて選択できることが大切です。また、今後の障害のある人自身や介助者の高齢化を考えると、将来の安心確保のためにもその重要性は大きくなっています。アンケート結果をみると、特に知的障害のある人から、グループホームやケアホームの充実への要望が3割前後に達しています。町では、この結果を受け止め、年齢や生活環境に応じた暮らしやすい生活の場の確保に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P67

- ・ 公営住宅等の入居優遇措置
- ・ グループホーム等の確保
- ・ グループホーム等の入居者支援

2 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
継続的な保健・医療サービスの提供	(1) 保健・医療・福祉等の連携の推進	予防と健康づくりの充実 障害の早期発見・早期対応 発達障害児等への対応体制の充実
地域での自立生活支援の充実	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	在宅福祉サービスの充実 経済的支援
	(2) 日中活動の場の充実	活動の場の充実 移動支援の充実
	(3) 暮らしの場の確保	居住の場の確保 施設等利用者への支援
	(4) 相談と情報提供の充実	相談と情報提供の充実 コミュニケーション支援
雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	就労支援ネットワークの整備 雇用の場の拡大 就労支援事業の充実
ともに学びともに育つ地域づくり	(1) 保育・教育の充実	療育・保育支援の充実 特別支援教育の推進 放課後対策等の充実 地域交流の促進
	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	スポーツ参加の機会の確保 レクリエーション活動の促進
	(3) こころのバリアフリーの推進	広報・啓発活動の推進 ボランティア活動の促進
安心して暮らせる住みよいまちづくり	(1) 福祉のまちづくり	バリアフリーの推進
	(2) 防犯・防災対策の充実	特別なニーズの把握と 救援システムの構築 防災意識の啓発 防犯体制の確立

基本目標 1

継続的な保健・医療サービスの提供

主要課題 1 保健・医療・福祉等の連携の推進

現状と課題

障害のある人が地域において、自分らしく自立して生活するためには、健康であることが重要な条件になります。

そのためには、障害の内容やライフステージの各段階に応じた適切な支援を行うことが重要です。

障害の早期発見・早期支援は、障害のある人が地域で自立した生活を送る基盤を作るきわめて重要なものとなります。特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作るものです。

町では現在、乳幼児においては、早期療育の重要性から、要支援者の早期発見と早期支援に努めるとともに、平成18年からは発達支援システム検討会議を立ち上げ、保健・医療・福祉等が連携を図りながら支援をしています。

また、加齢に伴う疾病による障害においては、疾病の早期発見や治療に加えて、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて積極的に健康を増進し、疾病の発症予防や進行を抑える対策を進めています。

今後は、保健・医療・福祉等の連携を一層進め、平成20年3月から設置している葉山町自立支援協議会での検討を中心に、障害のある人のライフステージに応じた保健・福祉サービス・リハビリテーション体制の一層の充実に努めていくことが課題です。

キーワード

予防と健康づくり

障害の早期発見・早期対応

発達障害児等への対応

施策の方向 予防と健康づくりの充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者医療費助成事業	重度障害者の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。 また、制度の安定的かつ継続的な運営を目指すため、対象者の範囲等の見直しを検討します。	精神障害者に対象範囲を拡大しています。 21年10月から助成要件に年齢制限を設定しています。	福祉課
自立支援医療費の支給 【自立支援給付】	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病の通院にかかる医療費を、自立支援医療費として支給します。	自立支援法に基づき適切に支給しています。	福祉課
健康増進事業	住民の健康増進を図るため、各種ガン・歯周疾患等の検診や健康相談・各種健康づくり事業を実施します。	体験教室、講座開設、各種健康診査等を実施しています。	保健センター
特定検診・特定保健指導事業	国民健康保険加入の40歳から74歳の方に対し健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防・早期発見に努めます。また、重症化を予防するための保健指導を実施します。	特定健診受診者のうち、基準を超える数値の人に保健指導を実施しています。	保健センター
母子保健事業	妊婦から乳幼児への健康相談・健康教育・乳幼児健診・訪問指導等を通じて、要支援者の早期発見・早期支援を図り、子どもの健やかな成長への支援を行います。	健康相談、健康教育、乳幼児健診、妊婦健康診査・訪問指導等を実施しています。	子ども育成課
精神保健の啓発	地域住民の精神保健の維持・向上、精神障害への理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。	地域活動支援センター等を通じて、地域との交流を行い、障害者理解の促進を図るための地域交流事業を実施しています。	福祉課

施策の方向 障害の早期発見・早期対応

事業名	事業内容	実施状況	担当課
乳幼児療育事業	つくしんぼグループの実施により、発達上何らかの支援の必要な親子に対し、早期に発達支援を行うことで、子どもの成長への支援と親の育児不安への対応を行います。	1歳半、2歳、3歳児の健診等の機会を活用し、支援の必要な子どもを療育に繋げています。	子ども育成課
健康増進事業 (再掲)	住民の健康増進を図るため、各種ガン・歯周疾患等の検診や健康相談・各種健康づくり事業を実施します。	(再掲)	保健センター

事業名	事業内容	実施状況	担当課
特定検診・特定保健指導事業 (再掲)	国民健康保険加入の40歳から74歳の方に対し健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防・早期発見に努めます。また、重症化を予防するための保健指導を実施します。	(再掲)	保健センター
健診フォロー体制の整備	成人は、がん検診追跡調査(未受診者への受診勧奨)、基本健康診査のフォロー(生活指導等)により、ハイリスク者において、危険因子の早期発見、早期改善に努めます。 乳幼児は、乳幼児健康診査で何らかの支援の必要な親子に対し、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密検査の勧奨等を行います。	経過健診、精密検査の勧奨、心理相談、乳幼児相談、巡回相談などにより、健診受診者に対する支援体制の充実を図っています。	保健センター 子ども育成課

施策の方向 発達障害児等への対応体制の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
児童発達支援事業	未就学の障害児や自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)など、これまでの障害認定基準だけでは対応できない児童を含めて、専門職等による療育指導・機能訓練等を行い、子どもの発達を支援するたんばば教室を推進します。	児童一人ひとりの療育の必要性に合わせた指導を実施しています。	子ども育成課 福祉課
指導員や保育士の研修の充実	従来の障害認定基準では対応できない発達障害児などに対応していくため、対象児童に適した療育ができるよう指導員の研修を充実させ、資質向上を図ります。	関係機関との連携や自主研修等により資質の向上を図っています。	子ども育成課
一貫した相談支援体制の充実	保健・医療・福祉・教育等が連携し、乳幼児期から就学までの、障害のある子ども及び保護者等に対する一貫した相談・支援を実施していくため、発達支援システムの構築を行い、関係各課や関係団体等の連携を強化していきます。	平成22年度に「発達支援システム会議」を立ち上げ、体制整備を図り、継続的な支援を図るための「相談・支援ファイル」などの具体的な取組みが始まっています。	子ども育成課 学校教育課 福祉課
新規障害児相談支援の推進	児童福祉法の改正に伴い、早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。		子ども育成課 福祉課

基本目標2

地域での自立生活支援の充実

主要課題（1）地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です

障害者自立支援法の施行により、地域生活を支える各種サービスは、従来のサービスの区分や内容が見直されるとともに、利用者の原則1割負担が生じています。また、難病や重度・重複障害により日常的に医療的ケアが必要な方への支援など、障害のある人の様々な要望に必ずしも十分対応できているとはいえないのが現状です。

制度の移行に伴うニーズの増加に対応するとともに、障害の重度化、高齢化などにより、今後とも各種サービスの質と量を適切に確保していく必要があります。

キーワード

在宅福祉サービスの充実

経済的支援等

施策の方向 在宅福祉サービスの充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
居宅介護 【自立支援給付】	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスを提供します。 制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。 (見込量はP93)	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供している。	福祉課
日常生活用具の給付 【地域生活支援事業】	主に身体障害者に対し、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。 身体障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP114)		福祉課
入浴サービス事業の充実 【地域生活支援事業】	家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため訪問入浴サービスを実施します。 週1回の提供となっておりますが、夏場の必要回数などを検討しサービスの充実に努めます。 (見込量はP118)		福祉課
廃止 ふとん乾燥サービス事業	重度障害者の衛生的な生活の向上を図るため、ふとん乾燥サービスを行います。 年2回の実施となっておりますが、他の方法も視野に入れて事業の見直しを検討します。	ホームヘルプサービスでの代替によりサービスを維持することができることから平成22年度に事業廃止としました。	福祉課
配食サービスの充実	食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度障害者の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行います。 休日の提供などのニーズを把握し、内容の充実に努めます。	平成23年度からB型事業所が、食事作りから配達までを行っています。	福祉課
補装具費の支給事業 【自立支援給付】	障害のある人の身体機能の補完又は代替し、自立した日常生活を行うよう、補装具の購入費又は修理費を支給します。	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。	福祉課
介護用品支給事業	重度障害者で常時排泄用具を必要とする方に対し、紙おむつ等の介護用品を支給します。	2ヶ月に1回、パンフレットからの選択方式で紙おむつ、尿パッドなどを支給しています。	社会福祉協議会

施策の方向 経済的支援等

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者手当支給事業	毎年4月1日現在で町内在住の身体障害者・知的障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。支給対象者の重点化等を含め、対象者の範囲等の見直しを検討します。	障害程度に応じて手当を支給しています。	福祉課
特別障害者手当支給事業の普及・啓発	在宅の重度障害者で常時介護を要する方が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。	広報、制度案内等により普及・啓発を図っています。	福祉課
神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発	毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。		福祉課
公共料金等割引制度の普及・啓発	重度障害者の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度の普及・啓発に努めます。 ・電車、バス等の交通機関の運賃の割引 ・有料道路の通行料金の割引 ・水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除	制度案内等により普及・啓発を図っています。	福祉課

主要課題（２）日中活動の場の充実

現状と課題

これまで障害福祉に関わる施設は、身体、知的、精神それぞれ複雑な施設・事業体系に分かれて様々なサービスが提供されてきましたが、障害者自立支援法においては、これらの事業体系が見直され、必要とする人が必要な機能を選べるよう整理されています。

葉山町においては、障害者地域作業所を平成17年4月より知的障害者授産施設「葉山はばたき」に転換し、施設福祉サービスの充実を図ってきました。また、精神障害に関する活動の場の整備としては、地域作業所として親しまれている「作業所トントン」の運営支援を行ってきました。しかしながら、多様な活動の場を確保するという観点からは、依然として不十分なのが現状です。

また、アンケート調査の結果からは、当事者、事業者双方からショートステイへの要望が多くみられることから、日中の居場所づくりの面からもショートステイの確保・充実に向けた取り組みも課題となっています。

日中活動の場を充実していくためには、葉山町だけで完結することは事業運営上も難しく、障害者団体や周辺自治体と連携した広域的な対応が必要です。またあわせて、施設への通所などの移動手段も考慮した対応が求められます。

障害のある人が豊かな日中活動を営むことができるよう、新制度による利用者の動向に留意しつつ、障害者団体や民間団体の活動を積極的に支援していくことが課題です。

キーワード

活動の場の
充実

移動支援の
充実

施策の方向 活動の場の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者支援施設の充実	障害者支援施設「葉山はばたき」では指定管理制度の導入により、質の高いサービスを提供しています。 平成23年度末までに、障害者自立支援法に基づく、新体系サービスへの移行を円滑に進め、利用者増加、工賃アップなどサービスの更なる充実を図ります。	新体系サービスへの円滑な移行に向け検討を進めています。 22年度に収益の増加に伴い工賃アップを実現しています。	福祉課
障害児の活動の場の充実	障害のある子どもの総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぼぼ教室」を活用し、障害児の日中の活動の場を充実します。	町直営の施設として質の高いサービスを維持しています。	子ども育成課
廃止 精神障害者地域作業所の運営支援	就労することが困難な在宅の精神障害者に作業訓練等の場を提供する地域作業所に運営費の補助を行い、精神障害者の社会参加、社会復帰の促進を図ります。 また、障害者自立支援法に基づく、地域活動支援センターへの移行を支援します。	22年度に町内の地域作業所は就労継続支援B型事業所と地域活動支援センターに移行したため、事業廃止としました。	福祉課
日中活動サービス 【自立支援給付】	施設入所などで昼間に利用できる「生活介護」「療養介護」「ショートステイ」の各サービスを提供します。 新体系への移行計画を踏まえつつ、今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズを勘案し、必要なサービス量の確保に努めます。 (見込量はP96、P104、P106)	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。 「児童デイサービス」は法改正により児童福祉法に再編されました。	福祉課
地域活動支援センターの設置 【地域生活支援事業】	創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域生活サポートセンター とらいむ」で実施しています。 町内の身近な場所に地域活動支援センターを設置し、更なる充実を図るため、公共用地の有効活用等の事業所支援策を検討します。 (見込量はP116)	地域活動支援センターを町内に設置し、更なるサービスの充実を図っています。 今後は、設置した支援センターが機能を発揮できるよう関係を図ります。	福祉課
日中一時支援事業 【地域生活支援事業】	障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者を一時的に施設で預かります。 障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP117)	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。	福祉課

施策の方向 移動支援の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
<p>移動支援事業 【地域生活支援事業】</p>	<p>障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に外出支援を行います。 利用者のニーズに応じて、より柔軟な対応が図れるよう、サービス対象者、支給要件の見直しを検討します。 (見込量はP115)</p>	<p>自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>送迎サービス運営事業</p>	<p>本人及び介護者だけでは移動が困難な重度障害者の病院の入退院や通院施設の入退所に、車椅子ごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。</p>	<p>社会資源の不足を補うため直営による送迎サービスを実施し、重度障害者の在宅生活を支援しています。 今後、福祉有償運送事業者の参入を支援し、地域の社会資源の充実を進めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>移動に係る経費の助成</p>	<p>在宅の重度障害者が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。</p>	<p>タクシー券や自動車燃料費の助成により在宅生活を支援しています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>施設等通所交通費の支給</p>	<p>施設等に通所している在宅障害者に対し、交通費を助成することで、障害のある人の経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。</p>	<p>交通費を助成により在宅生活を支援しています。</p>	<p>福祉課</p>

主要課題（３）暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応していくことが求められています。

また、障害の重度化や高齢化により、適切なケアを受けられる暮らしの場として施設等を確保していくことも必要です。

現在、町内にはケアホーム（ジャストサイズ一色）が1箇所しかなく、町営住宅も慢性的に空きがない状態となっています。当事者やその家族の高齢化とともに、地域での暮らしの場の確保と自立生活を継続するための支援は今後の重要な課題となります。

障害のある人が、安心して暮らせるよう設備等に配慮された町営住宅、民間住宅等の整備・供給を進めるとともに、広域での対応を中心に、障害のある人が住みやすい住宅を確保できるようグループホームやケアホームの設置・運営への支援に努めます。

キーワード

居住の場の確保

施設等利用者への支援

施策の方向 居住の場の確保

事業名	事業内容	実施状況	担当課
町営住宅の整備	バリアフリー化の推進など障害のある人が快適に生活できる町営住宅の整備を推進します。	大規模修繕が必要であることから実現に至っていません。	福祉課
公営住宅等の入居優遇措置 重点	障害のある人が県営住宅又は町営住宅に入居する際、入居の優遇を図り、障害者世帯を支援します。 また、障害のある人向けの住宅を確保するため、民間賃貸住居への入居支援策を検討します。	入居優遇措置や家賃減免の措置を図り、障害者世帯を支援しています。	福祉課
住宅設備改良費補助事業	重度障害者又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。 また、補助制度を有効に活用した住宅改良工事ができるよう情報提供や相談体制を充実するとともに、介護保険と連携を図りながら、施工事業者に対し、住宅改造制度の周知を図ります。	世帯の所得状況に応じて改造に要する費用の一部を助成しています。	福祉課

事業名	事業内容	実施状況	担当課
グループホーム等の確保 【重点】 【自立支援給付】	地域生活への移行を促進するため、障害福祉サービスにおけるグループホーム、ケアホームの確保に努めます。 当事者やその家族の高齢化を見据え、町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。 (見込量はP108)	18年10月より知的障害者向けのケアホームが運営を開始しています。	福祉課
新規情報提供の充実	事業所の参入を促進するため、必要な情報の発信に努めます。		福祉課

施策の方向 施設等利用者への支援

事業名	事業内容	実施状況	担当課
施設入所支援 【自立支援給付】	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。 施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺自治体と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に努めます。 (見込量はP109)	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。	福祉課
自立訓練(機能訓練・生活訓練) 【自立支援給付】	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。 (見込量はP98)		福祉課
更生訓練費の確保 【地域生活支援事業】	身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。 身体障害者のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP118)		福祉課
グループホーム等の入居者支援 【重点】	グループホーム、ケアホームに入居する精神障害者及び知的障害者の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。		福祉課

主要課題（４）相談と情報提供の充実

現状と課題

障害のある人や家族が持つ不安や疑問を解決するためには、情報の提供と相談体制の充実が欠かせません。

現在、地域には町役場のケースワーカーをはじめ、身近な相談窓口として障害福祉相談員や民生委員、相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」と「地域生活サポートセンターとらいむ」）が、障害のある人や家族の相談支援に従事しています。

しかしながら、日常的な相談に対して、まずどこに相談すれば良いかという分かりやすい体制、相談に来た人に総合的に対応できる体制にまではなっていません。

今後は、きめ細かな対応ができるようケアマネジメントに関する人材を育成するとともに、庁内の様々な相談窓口の対応の向上に努め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる体制を確立していくことが課題です。

また、現代社会においては、適切な情報の入手は社会で活動していくための重要な条件となっていますが、障害のある人は、情報の入手が困難に感じることも少なくありません。情報の入手や発信は新たな基本的人権であるとの認識に立ち、情報のバリアフリー化を進める必要があります。

キーワード

相談と情報
提供の充実

コミュニケ
ーション支
援

施策の方向 相談と情報提供の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
相談支援ネットワークの構築 重点	障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター、地域作業所等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。（自立支援協議会）	平成20年度に「地域自立支援協議会」を立ち上げ、関係者の連係や情報の共有化など体制整備を図っています。今後は相談支援を中心に地域の課題についても対応を協議します。	福祉課
相談支援事業の充実 重点 【地域生活支援事業】	障害のある人や家族等からの相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談など、総合的な相談窓口として実績のある相談支援事業所（「支援センター 凧」と「地域生活サポートセンター とらいむ」）で実施しています。（見込量はP113） 計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談支援事業者と連携を図りながら、サービス利用計画を作成します。（見込量はP111）	専門的な知識を持つ事業所への委託により、質の高いサービスを提供しています。利用者の真に必要なサービスが提供できるようサービス利用計画の作成など相談支援体制の更なる強化を進めるとともに、将来に向けて町内の身近な場所に相談支援事業所を設置できるよう検討します。	福祉課
相談窓口の充実 重点	町の相談窓口において、適切な対応ができるよう、保健師等の専門職員の確保や資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携を図ります。 また、町内庁舎内や町内施設等で相談ができるよう、相談支援事業所の出張相談等の実施を検討します。	保健師を設置するとともに、相談支援事業者とのケース会議等の開催など連係を図っています。出張相談窓口の設置を始めています。	福祉課
保健相談事業	障害のある人及びその家族の方の相談にタイムリーに対応できるよう関係機関と連携をしながら相談の充実を図ります。必要に応じて家族等への訪問を行います。	定期的なケース会議の開催により、情報共有・連係を図っています。	保健センター 福祉課
成年後見制度利用支援事業	高齢者や障害者が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人等と連携して、成年後見制度の相談・利用に関する支援及び普及・啓発を行います。 また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、制度利用の促進を図ります（市町村地域生活支援事業）。	弁護士や行政書士等の専門家による相談ができるよう、庁舎内に相談窓口を設置しています。	福祉課
あんしんセンター事業	地域で安心して生活ができるよう、高齢者や障害者で判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用、日常的な金銭管理、財産の保管等のサービス事業を行います。	広報や制度案内等を通じて事業周知に努めています。	社会福祉協議会

事業名	事業内容	実施状況	担当課
新規 障害者虐待防止の 仕組みづくり	虐待を防止し、障害のある人の安全で安心な地域生活を確保するため、国・県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、市町村障害者虐待防止センターを中心とした支援体制の構築に努めます。		福祉課
神奈川県障害福祉 相談員の相談	障害のある人の安定した地域生活を支えるため相談等を行うとともに、住民の障害福祉に関する理解を深め、障害福祉全般の増進を実施しています。	相談員4人が地域での相談活動を行っています。	県鎌倉保健 福祉事務所 福祉課
民生委員・児童委員の相談	地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談を実施しています。	民生委員・児童委員の障害福祉部会において、地域の声を行政に反映してもらうしくみができています。	民生委員・児童委員 福祉課
情報提供の充実	障害者手帳交付の際にガイドブックを配付し、利用可能な制度について周知するとともに、広報紙や町のホームページなど多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。 また、庁舎内に音声拡大読書機「よむべえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。	制度案内等の充実を図っています。	福祉課

施策の方向 コミュニケーション支援

事業名	事業内容	実施状況	担当課
コミュニケーション支援事業 【地域生活支援事業】	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を設置するとともに、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います。 聴覚障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP114)	病院、公共機関等での各種手続きや相談が円滑に行えるよう通訳者を派遣しています。 相談や諸手続きの支援を行うため、役場に手話通訳者を設置しています。	福祉課
手話奉仕員養成講座	手話の習得を希望している方に対し、厚生労働省のカリキュラムに基づいて、講座を開催し手話奉仕員を養成します。 手話奉仕員から手話通訳者へステップアップを図るための支援を近隣市と連携を図りながら推進します。	初めての方を対象にした入門講座の他に、逗子市と連携しながら「基礎課程」と「上級課程」の講座を実施しています。 上記講座の機能を強化するため、フォローアップ講座を検討していきます。	福祉課 社会福祉協議会

基本目標3

雇用と就労支援の充実

主要課題（1）雇用・就労の促進

現状と課題

障害のある人の就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

これらの問題を解決するため、障害者自立支援法においては、障害のある人の就労への抜本的強化が行われていますが、障害のある人が働く場合、就労訓練にとどまらず、就労先の開拓やあっせん、職業研修、就業支援、就労後の支援、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連していることが必要です。

今後は、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行うことにより、身近な地域の中に働きやすい環境づくりに取り組みます。また、就労移行支援事業者などの関連団体と連携し、職業訓練・相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実も検討していきます。

また、公的分野においては、法定雇用率の遵守はもちろんのこと、就労意欲を持つ人の意欲と適性に応じた多様な就労形態の検討、福祉施設等への委託業務の拡大などに率先して取り組んでいく必要があります。働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

キーワード

就労支援ネットワークの整備

雇用の場の拡大

就労支援事業の充実

施策の方向 就労支援ネットワークの整備

事業名	事業内容	実施状況	担当課
就労支援ネットワークの構築 重点	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、地域障害者職業センター（神奈川障害者職業センター）、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。	自立支援協議会で就労部会（仮称）の立ち上げを検討していきます。	福祉課
効果的な就労支援策の検討 重点	葉山町自立支援協議会に就労支援に関する作業委員会を設置し、雇う側と雇われる側の就労前後の支援など、就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し効果的な就労支援策を検討していきます（自立支援協議会）		福祉課

施策の方向 雇用の場の拡大

事業名	事業内容	実施状況	担当課
事業主への雇用の啓発 重点	町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。	制度案内等を通じて事業周知に努めています。	福祉課
公共施設の雇用拡大	町の公共機関において、障害のある人の雇用の拡大や就労の場の創出に努めます。	法定雇用障害者数を確保しています。	総務課 福祉課
職場実習の受け入れの検討	障害のある人の一般就労への移行を支援するため、町の公共機関において、障害のある人の職場実習の受け入れや機会の創出を検討します。	売店の運営を通じて職場体験を実施しています。更なる機会創出を検討します。	福祉課
町の業務の委託促進	障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を作業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。	23年度より高齢者の配食サービス事業を障害者施設に委託しています。	福祉課
就労の機会の拡大	障害者団体等への委託や短時間雇用、ワークシェアリング、インターネットを利用した在宅就業等の普及など、一人ひとりの能力や特性に応じた、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討します。	未実施 自立支援協議会での検討を計画しています。	福祉課

施策の方向 就労支援事業の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
就労に関する相談体制の充実	葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、周辺自治体との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。	相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援が始まっています。	福祉課
就労支援事業 【自立支援給付】	就労に関する支援には、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の利用のほか、自立支援法に基づくサービス（自立支援給付）の利用があります。 自立支援給付には、就労に必要な準備をしたい人や、体力や職場の適正などから離職したが、再度、就労訓練を受けたい人が利用する「就労移行支援」や、上記の理由のほか、就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している人が利用する「就労継続支援」があります。いずれのサービスも、就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持を図ります。（見込量はP100～P102）	自立支援法に基づく安定的にサービスを提供しています。	福祉課
雇用報奨金支給事業	障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害者と精神障害者を3ヵ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。	23年度から福祉的就労の一部を制度対象に加えしました。	福祉課
就労定着支援事業	障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援策を検討します。	相談支援事業で就労定着支援を実施しています。	福祉課
新規 情報提供の充実	就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。		福祉課

基本目標4

とともに学びともに育つ地域づくり

主要課題1 保育・教育の充実

現状と課題

子どもが将来、社会的に自立できるように支援していくために、教育は重要な役割を果たしています。特に、障害のある子どもや家族にとっては、一人ひとりの個性や能力を育むために、継続的に幅広く支援していくことが必要です。

また、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの問題を抱える児童を含めて、障害のある子どもも地域の通常の学級で学習することを前提にした上で、必要に応じて補完的に特別な支援を行う学習の場を提供していくことが求められています。

町立保育園では、一定の要件のもと障害児保育（統合保育）を実施していますが、今後は、幼稚園等での障害児の受入に対する支援についても、さらに検討する必要があります。また、学校教育においては、すべての学校に特別支援学級を設置し、障害のある児童・生徒のニーズに対応した特別支援教育を実施しています。

これからは、保健・医療・教育・福祉等が連携して、乳幼児期から就学まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する一貫した相談・支援体制を充実していくことが課題です。

さらに、障害のある人もない人も、ともに地域の中で学び、育つことで、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身に付けていくことができるような環境を整えることも大切な課題です。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人もともに生きる社会こそノーマルな社会であるという理念

キーワード

療育・教育
支援の充実

特別支援教
育の推進

放課後対策
等の充実

地域交流の
促進

施策の方向 療育・教育支援の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害児保育（統合保育）の充実	一定の要件のもと、障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な成長を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。	たんぼ教室で療育を受けている児童のうち、要件を満たす児童の受け入れを実施しています。	子ども育成課
障害児等の幼稚園への就園支援	障害児を積極的に受け入れる幼稚園に対し、経費の一部を補助し、幼稚園教育の振興を図ります。	教材購入費の一部補助を実施しています。経費の助成を「葉山町たんぼ教室」通園児に拡大しています。	教育総務課
教育支援センターの設置	町内小・中学校に在籍する不登校児童・生徒の学校復帰のため、学校と連携を図りながら、個人の状況に合わせて指導を行う相談教室を設置します。	受け入れを実施しています。	学校教育課

施策の方向 特別支援教育の推進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
就学支援委員会の開催	葉山町内に住所のある障害のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため委員会を開催します。	就学支援委員会に児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。	学校教育課
特別支援学級の設置	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、障害のある児童・生徒の学区に特別支援学級を設置しています。さらに特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。	町内全ての小中学校に設置し、必要に応じて介助員を配置しています。個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。	学校教育課
学校施設の整備	障害のある子どもたちの教育的ニーズに応じた教育環境を整えます。	ニーズを満たすよう配慮しています。	学校教育課
特別支援学級就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。	特別支援学級在籍の対象者に補助しています。	学校教育課
特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。	個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。担任教員の研修などスキルアップを図っています。	学校教育課

施策の方向 放課後対策等の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
児童・生徒の居場所づくり	子どもの放課後の居場所として学童クラブを設置していますが、ノーマライゼーションの観点から、障害のある子どもについても受入に努めます、	障害の有無に拘わらず、全ての子どもの放課後の居場所となるよう、専門員の確保など受入体制の整備とともに、関係各課や関係機関と連携を図りながら児童・生徒の居場所の確保に努めます。	子ども育成課
新規放課後等デイサービス事業の利用促進	児童福祉法に創設された「放課後等デイサービス」について、サービス提供事業者を地域で確保できるよう努めるとともに、あり方について検討します。		子ども育成課 福祉課

施策の方向 地域交流の促進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
福祉教育・交流教育の推進	幼少期から社会福祉への関心を持ち、就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が日常的な交流や、共同体験を通じて互いに理解を深めあい、ともに豊かな人間性を育てあえるよう、福祉教育や交流教育を進めます。	各学校の実態に応じて、総合的な学習の時間や特別活動などでアイマスク体験、手話講習、車椅子体験等の取組を社会福祉協議会との連携により実施し、意識の向上を図っています。 23年度から障害者運動会の運営に中学生の協力を求め、交流を図っています。	子ども育成課 学校教育課 福祉課

主要課題2 スポーツ・文化活動への参加促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させる上で、スポーツ活動や文化活動は重要な役割を果たしています。

現在では、障害のある人の運動会や障害者ヨット大会を開催するなど障害者スポーツ・文化活動への支援を行っていますが、各種の施設利用の支援も十分とはいえず、障害のある人となない人が一緒にスポーツ活動や文化・芸術活動に参加したり、仲間と集える機会も十分とはいえません。

今後、日常生活の一環として、スポーツ・文化・芸術などの事業を充実させ、障害の程度にかかわらず、障害のある人も、ない人も、気軽にスポーツや文化活動に参加でき、楽しめるような体制づくりが課題です。

キーワード

スポーツ参加の機会の確保

文化・レクリエーション活動の促進

施策の方向 スポーツ参加の機会の確保

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者運動会の開催	運動会を開催することにより、障害のある人の健康の増進と社会参加を図ります。	障害のある人の健康の増進と社会参加を図るとともに、スポーツを通じて当事者等が親睦を深める場となっています。	福祉課
障害者スポーツの振興	スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。	「葉山駅伝」など必要な配慮による参加を呼びかけています。	福祉課 生涯学習課
障害者スポーツ大会への参加支援	障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。	県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、送迎、ガイド、案内等の支援を実施しています。	福祉課
心身障害者ヨット競技大会事業	ヨット大会を開催することにより、障害のある人のスポーツの振興を図ります。	葉山町・逗子市のヨット協会が主催する障害者ヨット大会の運営支援を実施しています。	福祉課

施策の方向 文化・レクリエーション活動の促進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者作品展の開催	障害のある人が日頃の成果を披露する作品展を開催し、文化活動の充実を図ります。	「障害者作品展」を開催し、障害のある人の文化活動の充実を図っています。	福祉課
障害者団体の各種行事の支援	障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事や旅行等の活動費を支援することにより、文化・交流活動を促進します。	福祉の増進を図るため、障害者団体に活動費の一部を助成しています。	福祉課
横須賀三浦地区ふれあい広場への支援	横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政が協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「ふれあい広場」を通じて、情報交換や交流を図るための活動を支援します。	横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政の協働による、アトラクション、展示、販売等のイベントを支援しています。	福祉課

主要課題3 こころのバリアフリーの推進

現状と課題

障害のある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障害のある人に対する理解と認識を深めることにより、障害のある人への偏見や差別を取り除いていくことが必要です。また、「こころのバリアフリー」を推進するため、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていかなければなりません。そのためには、体験ボランティアの機会の充実などにより、一人でも多くの人々が障害のある人に対する理解を深めていくことも大切となります。

葉山町では、障害者施設で作成した作品を町役場・福祉文化会館などで展示販売し、活動内容を紹介していますが、今後も、民生委員や福祉相談員等の力を借りながら広報活動・啓発活動をさらに続けていくことが大切です。

また、ボランティア活動への支援は、葉山町社会福祉協議会が中心となり実施していますが、さらに、機会を充実させ、ボランティアのすそ野を広げていくことが大切となります。

キーワード

広報・啓発
活動の推進

ボランティ
ア活動の促
進

施策の方向 広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者週間の啓発活動	ノーマライゼーションの理念の定着を図るため、障害者週間（12月3日～12月9日）に障害者団体等と連携し、パネル展示、障害のある人や家族による講話「ともしび運動推進葉山町懇話会」の開催、「障害者キャンペーンポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」等のキャンペーン活動を支援します。	「ともしび運動推進葉山町懇話会」や庁舎内でのパネル展示、中学校に理解普及啓発のためのリーフレットの配布、「障害者週間のポスター」を募集し、障害者に対する理解の促進と周知を実施しています。	社会福祉協議会 福祉課
学習機会の充実	障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。	中学校の夏休み体験学習を町内の事業所の協力で実施しています。	社会福祉協議会
職員研修事業	ノーマライゼーションの理念をさらに深めるため、職員研修等の充実を図ります。	関係職員の資質向上を図るため、積極的な参加を推進しています。	総務課 福祉課

施策の方向 ボランティア活動の促進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
福祉教育、ボランティア教育の充実	町内の小・中学校においては、体験学習の一環として、手話講習や車椅子体験を通して、障害児・者への理解を深めるため、福祉教育、ボランティア教育を実施します。	障害者支援施設等での体験学習のできる機会を設けています。	学校教育課 社会福祉協議会
ボランティア活動に向けた体験学習	障害のある人に対する理解と認識を深めるため、福祉施設等での体験学習の機会を充実します。		社会福祉協議会
ボランティアの育成	ボランティアを希望する人のため、手話奉仕員、傾聴ボランティア等の養成講座を開催し、ボランティア育成を行います。	各種養成講座を実施しています。	社会福祉協議会
ボランティア活動への支援	ボランティアをしたい人、利用したい人への情報提供やコーディネートを行うとともに、活動団体への資金等の支援を実施します。	活動団体への資金の支援を実施とともに、「ボランティア・市民活動ガイドブック」や情報誌の発行、必要に応じてコーディネートを実施しています。	社会福祉協議会
ボランティア活動団体との連携	ボランティア活動団体と連携しながら、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。	関係機関・団体の意見交換、情報交換を通じて連係に努めています。	社会福祉協議会 福祉課

基本目標5

安心して暮らせる住みよいまちづくり

主要課題1 福祉のまちづくり

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人が暮らしやすいまちです。

町ではこれまでも「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしています。しかし、バリアフリーの観点から町内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだまだ十分とはいえないのが現状です。

今後も神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や葉山町まちづくり条例の普及に努めるとともに、利用者の声に基づき、まちのバリアフリーを進めていきます。

キーワード

バリアフリーの推進

施策の方向 バリアフリーの推進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
バリアフリーの推進	公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請します。	県や町の条例の浸透に伴い、適切な配慮が進んでいます。	福祉課
道路環境の整備	安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。	セイフティーブロック・フラットブロックによる段差解消対策や横断歩道部の視覚障害者誘導ブロック設置を進めています。	道路河川課

事業名	事業内容	実施状況	担当課
公共施設等の整備	<p>町営住宅、公衆トイレ等の公共施設の整備や改修において、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい施設となる整備を推進します。</p>	<p>公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みです。施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案しています。23年度に優先順位を考慮しながらオストメイト機器取付のトイレ改修を実施しました。</p>	<p>管財課 関係各課</p>

主要課題 2 防犯・防災対策の充実

現状と課題

障害のある人は、障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に、ひとりでは避難できないことをはじめ、意志の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

特に、緊急時と避難先における専門的な対応のためには、消防や近隣医療機関と検討し十分な体制を確保しておく必要があります。また、安否確認や避難の手助けに関しては、障害のある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織との協働体制を確認しておくことは、いざという時の安心の確保のための重要な要素となります。

町では、防災無線の整備や防災資機材の充実を図るとともに、町内会・自治会の自主防災組織とも防災訓練等も実施していますが、今後は、警察や消防などの関係機関や関係団体・福祉施設等と連携しながら、地域支援体制を整備し、災害時の対応について準備しておく必要があります。

また、障害のある人が、犯罪にまき込まれる機会も少なくありません。安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化が課題です。

キーワード

特別なニーズの把握と救援システムの構築

障害者向け防災マニュアルの作成

防犯体制の確立

施策の方向 特別なニーズの把握と救援システムの構築

事業名	事業内容	実施状況	担当課
災害時要援護者の情報把握	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員等との連携を図りながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための要援護者等の情報把握（登録）を行います。	庁内関係各課の職員で構成する「災害時要援護者リスト作成検討会」を設置し、災害時要援護者リストの作成や災害時要援護者の避難支援などのために必要な「災害時要援護者避難支援プラン」の策定を進めています。	福祉課
地域支援体制の整備	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員等との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみの災害時要援護者の地域支援体制の整備を図ります。		福祉課 総務課 (防災係)

() 災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々をいいます。

事業名	事業内容	実施状況	担当課
防災あんしんカードの周知	緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配布し、制度周知に努めます。	手帳取得時に防災安心カードの配布、啓発を実施しています。	福祉課

施策の方向 障害者向け防災マニュアルの作成

事業名	事業内容	実施状況	担当課
災害時要援護者向け災害マニュアルの作成の推進	警察や消防など関係機関と連携しながら、災害弱者等の災害マニュアルの作成を推進します。	分かりやすい災害マニュアルの作成を推進していきます。 なお、策定済の「避難所運営マニュアル」では、災害時要援護者への配慮について定めており、避難所運営時に徹底するよう努めます。	福祉課 総務課 (防災係)
新規防災知識の普及	各種広報媒体を通じて、災害時要援護者の防災に関する知識の普及に努めます。		福祉課 総務課 (防災係)
防災訓練の推進	高齢者や障害者等災害時要援護者の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。	各町内会・自治会と連携を図るとともに、各種広報媒体を活用しながら参加を呼びかけています。	福祉課 総務課 (防災係)

施策の方向 防犯体制の確立

事業名	事業内容	実施状況	担当課
防犯体制の確立の推進	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。	警察をはじめとした関係各所との連携に努めています。	福祉課

